

掲示事項 千代田中央病院 (介護予防) 通所リハビリテーション

運営規程の概要

フリガナ	チヨダチュウオウビョウイン ツウショリハビリテーション							サービスの種類	(介護予防) 通所リハビリテーション	
事業所名	千代田中央病院 通所リハビリテーション							事業所番号	3413510615	
所在地	郵便番号 731-1533 広島県山県郡北広島町有田1192番							フリガナ	キタオ ケンタロウ	
								管理者	北尾 憲太郎	
連絡先	電話番号	0826-72-6111					FAX 番号	0826-72-6115		
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日	12/28~1/3、8/13・14・15
	休	○	○	○	○	○	休	休		
利用料	法定代理受領分・それ以外に関わらず、介護報酬告示上の額									
その他の費用	別紙									
通常の事業実施地域	広島県山県郡北広島町有田									

従業者の勤務体制

職種	常勤/非常勤	専従	兼務	備考
管理者	常勤	1名		病院と兼務
理学療法士	常勤	1名以上		病院と兼務
作業療法士	常勤	1名以上		病院と兼務

サービス提供時間・定員

サービス提供曜日	サービス提供時間	定員
月曜日～金曜日	14:00～15:30	6名
	15:00～16:30	6名

利用料その他費用の額

1 通所リハビリテーション料 要介護1～5の方 ※下記表記は1割負担の場合

要介護1	369円/回
要介護2	398円/回
要介護3	429円/回
要介護4	458円/回
要介護5	491円/回

加算・減算料金

科学的介護推進体制加算	40円/月を加算
中山間地域加算	通所リハビリテーション料の5%を加算
退院時共同指導加算	退院前カンファレンスに参加し、情報共有・共同指導を行った場合 600円/回を加算
送迎非実施減算	片道につき47円/回を減算

2 介護予防通所リハビリテーション料 要支援1・2の方 ※下記表記は1割負担の場合

要支援1	2,268円/月 (週1回)	要支援2	4,228円/月 (週2回)
------	----------------	------	----------------

加算・減算料金

科学的介護推進体制加算	40円/月を加算
中山間地域加算	介護予防通所リハビリテーション料の5%を加算
退院時共同指導加算	退院前カンファレンスに参加し、情報共有・共同指導を行った場合 600円/回を加算
12月超減算	要支援1は120円/月 要支援2は240円/月を減算

3 その他

サービス実施記録の複写	コピー代11円/枚
サービス提供地域以外の交通費	通常事業の実施範囲を越えた地点から利用者宅までの往復距離を計測し1キロメートルあたり15円を乗じて得た額

※キャンセル料

度重なる無断の利用中止などが発生した場合には、3回目の無断の利用中止より1000円/日のキャンセル料を申し受ける事があります。但し、利用者の容態急変など、やむをえない場合を除きます。また、継続的に無断の中止利用が発生した場合には、契約の解除を申し出ます。

※サービス提供料の支払い方法

千代田中央病院の総合受付での窓口現金支払い、口座振込の2種類の方法のいずれかにてサービス提供料の支払いとなります。

秘密の保持

- 利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- 事業所が得た利用者及びその個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書で得ることとします。

事故発生時の対応

通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該ご利用者様のご家族様、当該ご利用者様に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

相談・苦情の対応

ご利用者様及びそのご家族様からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、ご要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

相談・苦情に関しましては総合受付にご連絡ください

連絡後に相談員（医療ソーシャルワーカー）が対応いたします。

その他苦情相談窓口

北広島町役場 福祉課介護保険係 0826-72-7352

広島県国民健康保険団体連合会 082-554-0782

第三者評価の実施

当事業所への第三者評価の実施はございません。